

子どもの医療に関する制度に関する要望

平成28年3月29日

全国知事会
全国市長会
全国町村会

医療保険制度における自己負担割合は、義務教育就学前は2割、義務教育就学以降は3割とされているが、少子化対策の一環として子育て家庭の経済的負担を軽減するため、すべての地方自治体において地方単独事業によりさらに軽減措置を講じているところである。

国は、こうした地方自治体による医療費助成（現物給付方式）の取組に対して、医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、国民健康保険制度の国庫負担を減額する措置を講じている。

この減額調整措置は、一億総活躍社会の実現に向けて少子化対策を推進する国の方針に逆行するだけでなく、地方自治体の懸命な取組を阻害するものであり、極めて不合理な措置であることから、直ちに廃止すべきである。減額調整措置が廃止されれば、その財源を活用し、地方自治体による一層の少子化対策が可能となるものである。また、少子化対策は我が国における喫緊の国家的課題であることに鑑み、国の責任において、子どもの医療に関する全国一律の制度を構築すべきである。

今回、減額調整措置については、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」の取りまとめにおいて「早急に見直すべきとの意見が大勢を占めた」とされ、見直しの方向性が示されたところである。

国においては、まずは、この検討会の取りまとめを踏まえ、減額調整措置の廃止に向け、「ニッポン一億総活躍プラン」の検討を進め、早急に結論を出すとともに、平成29年度予算に着実に反映するよう、一億総活躍社会実現と少子化対策に取り組む地方三団体として強く要望する。